

通学区域外の学校への通学変更について

当別町教育委員会は、当別町立小学校及び中学校の通学区域を定めており、住所によりその通学すべき学校を指定していますが、以下のような場合は、保護者の申し立てにより指定された学校以外の学校に通学することができる場合もありますので、教育委員会管理課学校教育係（電話 23 - 2689）までご相談下さい。

1. 最終学年である児童生徒が、学年の途中で転居し、従前の学校に通学を申し立てる場合
2. 学期の途中で転居し、従前の学校に通学を申し立てる場合
3. 住居の新築又は取得等により6ヶ月以内に移転する住所が確定している児童生徒が、新たに通学する学校又は従前の学校に通学を申し立てる場合
4. 心身の故障その他の理由により指定校への就学が困難な児童生徒が、指定校以外の学校へ通学を申し立てる場合
5. 保護者の就労等により帰宅後保護者のない小学校4年生以下の児童生徒が、保護者の就労地の通学区域の学校又は保護者の依頼先の通学区域の学校へ通学を申し立てる場合
6. 保護者の入院又は長期出稼ぎ等により保護者が不在となる児童生徒が、保護の依頼先の通学区域の学校へ通学を申し立てる場合
7. いじめなどの事由により指定校以外の学校へ通学を申し立てる場合で学校長及び教育長が止むを得ないと認める場合

なお、それぞれの事由により、認められる期間が決まっております。また、申請理由により、関係書類の提出をお願いする場合があります。

申し立てのあった内容によっては認められない場合があります。